

悩みや心配があるとき

子育てに関する悩みや不安など、相談をお受けします。

子育てに関する相談窓口 虐待についての相談は▶P88 参照

相談窓口	名 称	内 容	日 時	備 考
いづも支援センター こども保健グループ ☎072-624-9301 育成グループ ☎072-624-9301 こども相談グループ ☎072-624-0961 ✉kosodate-soudan@city.ibaraki.lg.jp	保健相談 (電話・面接・訪問・オンライン相談)	保健師・助産師・栄養士による育児等に関する相談	月～日曜日 8:45～17:15 (オンライン相談は要予約) ※第2・第4月曜日(祝日の場合は翌火曜日)、12月29日～翌年1月3日は休館	子育てに関してどこに相談していいかわからないときは、こども支援センターにお問い合わせください。
	子育て相談 (電話・面接・訪問・オンライン相談)	子育て情報コーディネーター等による各家庭のニーズに合わせた子育てに関する情報提供・相談		
	子育て相談 (電話・面接・訪問・メール)	専門職による子育てに関する全般的な相談	月～金曜日 (祝日除く) 8:45～17:15	
保健医療センター ☎072-625-6685 ✉kenko@city.ibaraki.lg.jp	歯と口の健康相談 (電話・面接)	歯科衛生士による歯と口に関する相談	月～金曜日 9:00～16:00	面接は要予約
子育てすこやかセンター ちゃお子育て相談「すぎっぶ」 ☎072-663-1002	子育て相談 (電話・面接・オンライン)	保育士等による乳幼児の子育てに関する相談	月～金曜日 月2回、開設日の土曜日 (土曜日開室の振替日、祝日除く) 10:00～16:00	面接・オンラインは要予約 予約はHPの専用フォームまたは電話で受付
私立保育園・認定こども園 地域子育て支援センター 未広認定こども園 たんぽぽ学園 認定こども園郡山敬愛保育園 ほづみ保育園	子育て相談 保健相談 栄養相談	保育士等による乳幼児の子育てに関する相談	【詳細は▶P21・25・29・38 参照】	

悩みや心配があるとき

相談窓口		名 称	内 容	日 時	備 考
市立保育所		子育て相談	保育士等による子育てに関する相談		【電話番号は▶P66参照】
私立保育園・認定こども園		各種相談等支援	私立保育園・認定こども園では、子育て支援として、子育ての相談を受けています。 【詳細は▶P67～72 参照】		
市立幼稚園	幼稚園			第2・4水曜日 9:30～11:30	事前にお問い合わせください 【電話番号は▶P76参照】
	認定こども園	子育て相談室 (電話・面接)	子育ての不安や悩み事についての相談	週1回 ※日時については各園により異なる	
私立幼稚園		各種相談等支援	【詳細は▶P77 参照】		
教育センター ☎072-626-4407		ことばの教室 (電話・面接)	言語遅滞、構音障害、吃音などの相談、面接、個別指導	月～金曜日 9:00～19:00	面接は要予約
あけぼの学園 (地域支援) ☎072-626-0105		障害児相談 (電話・面接・訪問)	心理判定員・保育士等による発達に支援の必要なお子さんの子育てに関する相談	月～金曜日 9:00～17:00	面接は要予約
藍野療育園 ☎072-627-8471		療育相談 (面接)	運動機能や精神の発達について心配や悩みがある乳幼児の相談	月～金曜日 9:00～17:00	要予約
すくすく親子教室 ☎072-620-9833		乳幼児発達療育相談 (電話・面接)	心理判定員・保育士等による発達に支援が必要なお子さんの相談	火～土曜日 9:00～17:00	面接は要予約
大阪府茨木保健所 ☎072-624-4668		保健相談・療育相談 (電話・面接・訪問)	慢性疾病、身体障がいのあるお子さんを対象に保健師(必要に応じ、医師・心理判定員・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士など)による相談	月～金曜日 9:00～17:45	面接・訪問は要予約
大阪府 吹田子ども家庭センター ☎(06)6389-3526 FAX(06)6369-1736		児童相談 (電話・面接)	児童福祉司、児童心理司による児童・青少年(おおむね25歳まで)に関する様々な相談	月～金曜日 9:00～17:45 (祝日・年末年始除く)	面接については事前にお問い合わせください

※相談内容について相談先がわからない場合は、こども支援センター(☎072-624-9301)にお問い合わせください。



子育て中の悩み別市内相談窓口 各相談先の電話番号は▶P83～84 参照

相談先			育成グループ	こども相談グループ	こども保健グループ	地域子育て支援センター	教育センター	あけぼの学園(地域支援)	藍野療育園	すくすく親子教室	大阪府茨木保健所
こんなことが心配											
こどものこと	からだ	体重が増えない、身長が低い、肥満、ハイハイができない、歩かない、発達が心配		●	●	●			●		
	こころ	指しゃぶり、わがまま、乱暴、よく泣く、人見知り、かんしゃくを起こす、おとなしすぎる、反抗的		●	●	●		●	●	●	
	生活	生活リズムの乱れ、夜泣き、夜尿、おむつがとれない、トイレを嫌がる、歯みがきを嫌がる		●	●	●		●			
	健康	健康に関すること		●	●	●					
	食事	母乳・ミルク・離乳食の与え方、食が細い、食べさせ方、好き嫌が多い、かまずに飲み込む		●	●	●			●		
	遊び・友達	友達が欲しい、友達ができない、友達と遊べない、親にべったり、いじわる、いじめられる、保育所・幼稚園などを嫌がる		●	●	●		●	●	●	
親の悩み		しつけ、しかりかた、育児不安、育児が負担		●	●	●		●		●	
子育てサービス 保育所・幼稚園のこと		子育てサービスに関すること 保育所・幼稚園について基本的なこと	●								
発達療育相談	発達 乳幼児の	ことばのおくれ、落ち着きがない、友達とうまく遊べない、やりとりが難しい、視線が合わない、奇声を発する等の乳幼児の発達			●			●	●	●	
	言語 発達	言語発達遅滞、構音障害、吃音など					●	●	●		
	不 自 体 由	運動機能についての心配							●		●
	未 熟 児	発育・発達・育児についての心配			●				●		
	疾 慢 性 児	病気や療養についての心配							●		●

※虐待についての相談は▶P88 参照

悩みや心配があるとき

その他相談窓口

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

「どこに相談すればいいのかわからない」、「利用しているサービスのことで悩んでいる」などの相談に応じます。必要に応じて、関係機関等適切なサービスにつなぎます。相談は無料です。

担当小学校区	いきいきネット相談支援センター	所在地	電話番号
清溪、忍頂寺、山手台	やまゆり苑	大字泉原37-6	090-5122-6613
安威、福井、耳原	天兆園	安威二丁目10-11	072-640-3970
豊川、郡山、彩都西	常清の里	清水一丁目28-22	072-646-5601
太田、西河原	天兆園	安威二丁目10-11	090-7365-9229
三島、庄栄	M-CAN (ミカン)	総持寺駅前町15-21	080-2430-5342
東、白川	エルダー	庄二丁目7-38	080-8946-3999
春日、郡、畑田	ビーベル	上穂積一丁目2-27	072-622-0166
沢池、西	春日丘荘	南春日丘五丁目1-8 茨木市西保健福祉センター内	080-3215-6096
春日丘、穂積	静華苑	見付山一丁目11-1	072-665-6678
茨木、中条	茨木市社会福祉協議会	東中条町2-13 茨木市合同庁舎5階	080-4294-2331
大池、中津	茨木市社会福祉協議会	東中条町2-13 茨木市合同庁舎5階	080-4294-2296
玉櫛、水尾	あしはら	沢良宜東町14-31 シャトーかわもと1階	072-636-6088
玉島、葦原	茨木市南保健福祉センター	新和町21-27 茨木市南保健福祉センター内	072-630-2550
天王、東奈良	南茨木	東奈良三丁目16-14	080-4169-5540

保育園・認定こども園における地域貢献事業(スマイルサポーター事業)

私立認可保育園・認定こども園では、育児のこと、家庭のこと、様々な悩みの相談をスマイルサポーター(地域貢献支援員)がお受けします。

※スマイルサポーターは、大阪府知事の認定を受けた相談員です。

スマイルサポーターの設置は、P67～P72の私立保育園・私立認定こども園の相談支援の欄にスのしるしが入っています。

民生委員・児童委員、主任児童委員

問 市役所南館2階 地域福祉課 ☎072-620-1634

生活のこと、こどものことで相談のあるときは、近くの民生委員・児童委員、主任児童委員にご相談ください。

地域担当の民生委員・児童委員、主任児童委員の連絡先等については、地域福祉課にお問い合わせください。

ひとり親自立支援員

問 市役所南館3階 こども政策課 ☎072-620-1625

ひとり親自立支援員が、母子・父子・寡婦家庭(離婚前可)の不安や住まいのこと、生活のこと、子育てのこと、養育費、親子交流など生活全般の相談を受け付けています。

相談日 平日 9:00～17:00(面接は予約優先)

男女共生センターローズWAM(ワム)

ローズWAMでは、人間関係・家族問題・自分の悩みに関する相談を受けています。

・女性電話相談 ☎072-621-0892

月～土曜日(火曜日・祝日・年末年始除く)
10:00～16:00

・女性面接相談 ☎072-620-9920(要予約)

月～土曜日(火曜日・祝日・年末年始除く)
9:30～16:00

※面接相談は一時保育あり(1歳～就学前)
(要予約・有料)

・男性電話相談 ☎072-620-9929

毎月第3・4水曜日 18:30～21:30

※月により変動あり

茨木市配偶者暴力相談支援センター

問 ☎072-622-5757

配偶者等からの暴力に関する相談(DV相談)を受けています。(精神的暴力を含む)

月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

大阪府女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)

・電話相談・面接相談(女性相談、DV相談、ストーリー相談等)※面接相談は予約制

☎06-6949-6022 または ☎06-6946-7890

FAX 06-6940-0075(相談専用)

平日 9:00～20:00

土・日曜日 9:00～17:00

(いずれも祝日・年末年始はのぞく。

ただし、日曜日が祝日の場合、日曜日を開庁し振替の月曜日は閉庁。)

・夜間・祝日DV電話相談(左記以外の時間)

☎06-6946-7890

FAX 06-6940-0075(相談専用)

・外国人専用電話(大阪府外国人情報コーナー 電話会議通話利用)

☎06-6949-6181

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30

大阪府吹田子ども家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)

配偶者等からの暴力に関する相談(DV相談)を行っています。面接の場合は、できるだけ事前に連絡願います。

月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～17:45

☎06-6380-0049(DV相談専用電話)

FAX 06-6369-1736

子育て110番 (子ども“わいわい”ネットワーク茨木)

問 子どもの家 ☎072-622-5030

救世軍希望館 ☎072-623-3758

レバノンホーム ☎072-643-5145

市内で子育て支援事業を行う民間団体を構成員とする組織で、親子のつどいや“わいわい”フェスタなど楽しい事業を行っています。上記の事務局(児童養護施設)では電話相談も受けています。

子育て110番(電話) 随時24時間

ハローワーク茨木マザーズ コーナー(予約制)

問 ☎072-604-1233

子育て中の女性をはじめ、全ての女性の就職を支援します。(チャイルドスペースもご用意しています。)

利用時間 10:00～18:00

(土・日曜日・祝日・年末年始休み)

住所 高槻市紺屋町1-2 クロスパル高槻5F
(ワークサポートたかつき 内)

ハローワーク茨木マザーズ サポートコーナー(予約制)

問 ☎072-623-2551 内線41#

利用時間 8:30～17:15

(土・日曜日・祝日・年末年始休み)

住所 東中条町1-12 ハローワーク茨木3F

ひとりで悩まないで



子育てに不安や
ストレスがいっぱいの
あなた

小さな子どもと二人きりのあなた
子育てをどうしていいか悩んでいるあなた
一人だけで子育てをするのは大変です
完璧な人は誰もいないし、完璧な子育てでもありません
親も子どもと共に育ちあいます
「悩み」「困りごと」があるとき、誰かに相談すると気持ちが落ち着きます

育児困難や
育児不安の解決方法は

子育てが大変、どうして良いかわからない、そんなとき…
家族や近隣、知人に助けをもらうことや地域の公共機関などに
相談することが、まず第一歩です
茨木市では、あなたの今の悩みに耳を傾け、適切な援助をしていきます
虐待を責めるのではなく、子どもを守るための支援です
相談は秘密厳守です

虐待防止のための相談・通告窓口

「虐待かどうかわからない、でも気になる…」そんな時はお電話ください。

子ども支援センター	月～金曜日 8:45～17:15 (土・日・祝日、年末・年始は除く)	☎072-624-8951
大阪府夜間休日虐待通告 専用電話	月～金曜日17:45～翌朝9:00 土、日曜日、祝日、年末年始	☎072-295-8737
子どもの虐待ホットライン	月～金曜日11:00～16:00 (祝日、年末・年始・8/13～15除く)	☎06-6646-0088
児童相談所 虐待対応ダイヤル	24時間365日対応	いち はや く ☎ 1 8 9 (無料)
児童相談所 相談専用ダイヤル	24時間365日対応	いち はやく なやみ ☎0120-189-783 (無料)

こどもの笑顔と
権利を守ろう

児童虐待は、子どもたちの心や体を傷つけ、
成長を妨げる、子どもの人権の侵害です。
保護者がしつくだと思って子どもにとって
不適切な行為であれば、虐待にあたります。
1989年に採択された「児童の権利に関する
条約」(通称:子どもの権利条約)を1994年
に日本も批准しました。

相談してくれて
ありがとう!

あなたからの1本の電話が、子どもとその家庭
を救います。
連絡をいただいた人の
秘密は守られます。



STOP!

子ども虐待